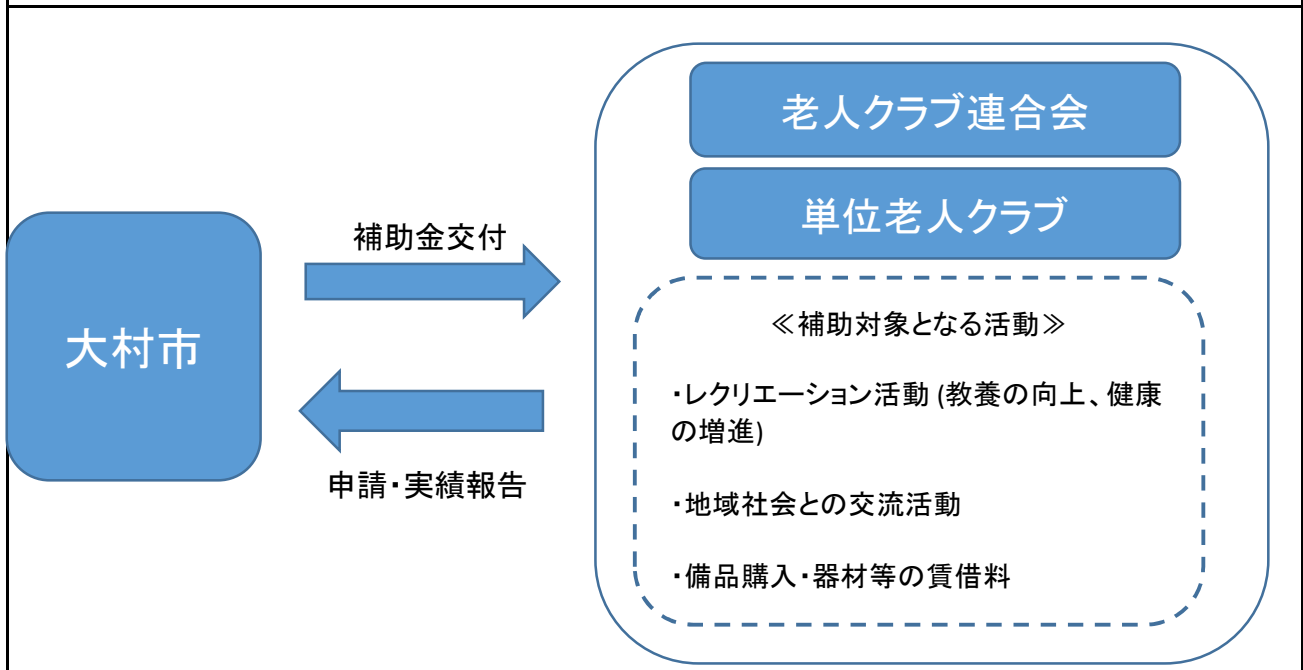


事業概要シート

施策	0603	高齢者を地域で支える体制の充実	<<>の金額 現年度当初・補正予算、前年度繰越額の合計 ※補正予算要求時は今回の補正予算額を除く ※次年度予算要求時は次年度繰越額を除く
事業名	老人クラブ活動促進事業	拡充	予算額 4,953 千円 << 4,815 >>千円
事業期間	平成13年度 ~		財源内訳 国庫支出金 0 千円 県支出金 3,225 千円 地方債 0 千円 その他 0 千円 一般財源 1,728 千円
根拠法令要綱等	大村市老人クラブ活動費補助金交付要綱		

【事業の目的・概要・対象】

- ◆目的
老人クラブに所属する高齢者の教養の向上及び健康の増進を目的としたレクリエーション活動並びに地域社会との交流活動の促進を図る。
- ◆概要
敬老会など、老人クラブが実施するレクリエーションや地域社会との交流など活動費の一部に対して補助金を交付する。
- ◆対象
単位老人クラブ及び大村市老人クラブ連合会
- ◆拡充内容
市老連への補助における単価について、県の補助金算定方式が変更することに伴い、市も同様に変更する。
R5 会員1人当たり244円 R6 会員1人当たり345円



【背景】

市は、老人クラブに所属する高齢者の教養の向上及び健康の増進を目的としたレクリエーション活動並びに地域社会との交流活動の促進を図るため、大村市老人クラブ活動費補助金（以下「補助金」という。）を交付している。なお、その補助金に対しては、県の基準額を上限として、その額の2/3が県補助金として市に交付される。

平成18年から老人クラブ連合会への補助金については、合併市町への特例措置が設けられており、現在の老人クラブ会員数よりも合併前の連合会数に大きく左右される内容であった。一定期間経ち、公平性の観点と会員数増加の目的から、会員数一人当たりの単価を増加させるよう、県の補助算定式が見直されることとなった。

担当課	福祉保健部長寿介護課	課長	浦山 聡
担当者	福田 悠佐	問合せ先	0957-20-7301（内線101）

事業概要シート

【活動指標】

指標名		単位	R 4 (実績)	R 5 (計画)	R 6 (計画)	R 7 (計画)	R 8 (計画)
①	単位老人クラブ数	計画値	団体	72	78	78	78
②		計画値					

【成果指標】

指標名		単位	R 4 (実績)	R 5 (計画)	R 6 (計画)	R 7 (計画)	R 8 (計画)
①	老人クラブへの加入者数	計画値	人	3232	3200	3200	3200
②	大村市老人クラブ連合会への加入者数	計画値	人	2624	2410	2410	2410

【予算・決算】 (千円)

事業費は当初・繰越・補正予算の合計額

年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	合計
事業費	4,197	4,710	4,815	4,953	4,953	4,953	28,581
国庫支出金	0	0	0	0	0	0	0
県支出金	2,884	2,961	3,128	3,225	3,225	3,225	18,648
地方債	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0
一般財源	1,313	1,749	1,687	1,728	1,728	1,728	1,728
人件費	2,818	3,556	2,374	2,374	2,374	2,374	15,871
職員(人)	0.36人	0.41人	0.31人	0.31人	0.31人	0.31人	2.01人
時間外勤務(h)	100h	28h	60h	60h	60h	60h	368h
会計年度任用職員(人)	0.00人	0.28人	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人	0.28人
フルコスト	7,015	8,266	7,189	7,327	7,327	7,327	44,452

妥当性 (市の関与)	老人福祉法第13条第2項により、地方公共団体は老人クラブ等に援助するよう努めなければならないと定められており、長崎県高齢者在宅福祉事業費補助金実施要綱及び大村市老人クラブ活動費補助金交付要綱に基づき実施している補助事業であることから妥当である。
有効性 (施策貢献度)	老人クラブの活動は、生きがいづくりにつながる趣味的な活動などのほか、ひとり暮らしの方を訪ねる友愛訪問や、地域の清掃などの奉仕活動を行っていることから、高齢者の教養の向上や健康の増進だけではなく、社会参加や自立支援にもつながっており効果は高い。
効率性 (コスト)	長崎県高齢者在宅福祉事業費補助金実施要綱及び大村市老人クラブ活動費補助金交付要綱に基づき実施しており、県の基準額内で各クラブへの補助金を交付していることから、適正な運営が確保されており、コスト削減の余地はない。

1次評価	担当者記載のとおり
2次評価	1次評価のとおり